

全部免除申請

税理士試験

目次

1. 税理士試験全部免除申請について	2 P
2. 申請手順	
1. 申請内容の登録 (Step1) 申請内容の入力	3 P ~ 4 P
2. 申請内容の審査(Step2)	
1. 審査待ち	5 P
2. 審査済(要ファイル再提出)	6 P
3. 棄却	6 P
3. 税理士試験全部免除申請結果の通知について	7 P

1. 税理士試験全部免除申請について

今回の申請で税理士試験全部免除となる場合は、トップページの[その他の申請メニュー]から[全部免除申請]を行ってください。

なお、全部免除申請は随時申込みが可能です。

※研究認定申請をする場合（平成14年4月1日以降に大学院修士課程に進学した方）は、こちらの画面から申請できませんのでご注意ください。



POINT

■ 事前にご準備いただくもの

科目免除を証明する書類や科目合格（免除）を証明する書類などの提出が必要となります。

※いずれも、書類をスキャナーで読み取るなどして、電子データ（jpg・png・pdf）にしてご準備ください。

1. 学位・資格等による免除申請（修士（旧制度）、博士学位取得者、公認会計士試験合格者、大学教授等）

1. 修士（旧制度）または博士：①学位取得証明書、②成績証明書、③学位論文の概要、④学位論文本文の目次および参考文献目録のコピー、⑤指導教授の証明書
2. 公認会計士試験合格者：公認会計士・監査審査会発行の合格証明書
3. 公認会計士試験論文文式試験（会計学）合格者：公認会計士・監査審査会発行の論文式試験一部科目免除資格証明書
4. 大学教授等：①履歴書、②大学学則、③職歴証明書（学長証明）、④担当科目の時間数内訳証明書、⑤研究論文・著書の目録、⑥講義概要（シラバス）等

2. 職歴による免除申請（税務職歴による者）

職歴証明書：任命権者が発行し、事務内容が明記されている必要があります。

※会計学の免除を合わせて申請する場合は、指定研修の修了証明書も併せてご提出ください。

2. 申請手順（全部免除申請）

2.1. Step.1 申込内容の登録（Step1）

全部免除申請の方はこちらから

- 1 [その他申請]から[税理士試験全部免除申請]画面へ入り、[申込内容を登録する]をクリックします。続いて[留意事項]が表示されますので、記載内容を確認し、[同意する]へ進んでください。

- 2 申請内容を入力します。

- 3 住所情報を入力します。
※前回登録されている住所がある場合は、その住所が初期表示されます。

- 4 全ての入力完了後、[登録完了]ボタンをクリック可能となります。
申請内容を確認のうえ、[登録完了]ボタンをクリックしてください。

2. 申請手順（全部免除申請）

2.1. Step.1 申込内容の登録（Step1）

1 合格情報の入力

合格情報を入力してください。

通知番号取得状況 **必須** 取得あり 取得なし

税理士試験免除申請（5科目合格以外）をする場合は以下を入力してください。

税理士試験免除申請（5科目合格以外） **任意** する

国税職員による職歴に伴う免除申請をされる方のうち、現役の職員の方は以下を入力してください。

現職国税職員 **任意** はい

確定

- **通知番号取得状況**：一部科目合格済み、または一部科目免除済みの方は、「取得あり」を選択してください。選択後、通知番号の入力や証明書のアップロード画面が表示されますので、必要事項を登録してください。
- **税理士試験免除申請（5科目合格以外）**：免除申請を行う方は、「する」を選択してください。選択後、免除情報の入力や証明書のアップロード画面が表示されますので、必要事項を登録してください。

2. 申請手順（全部免除申請）

2.2. Step.2 申込内容の審査（Step2）

Step1の申込内容の登録完了後、Step2の審査へ進みます。

審査の進捗は「審査状況」欄から確認できるほか、審査結果は同欄への表示とメールの両方で通知されます。研究認定申請の場合、申請が承認されると、Step3で手数料貼付台紙のダウンロードが可能になります。

Step.2 申込内容の審査

国税審議会事務局において申込内容を審査します。
審査後、申込内容が承認されるとStep.3で手数料貼付台紙（PDFファイル）がダウンロードできます。

審査状況

審査状況	審査待ち ※審査完了までしばらくお待ちください。
連絡先メールアドレス	※上記メールアドレス宛に審査結果を通知します メールアドレスの変更はこちら

審査状況別の対応手順

2.2.1. 審査待ち 審査待ち

審査状況

審査状況	審査待ち ※審査完了までしばらくお待ちください。
------	--------------------------

現在、国税審議会にて審査を行っている状態です。

2. 申請手順

2.2.2. 審査済 (要ファイル再提出) 審査済 (要ファイル再提出)

Step 2 申込内容の審査

国税審議会事務局において申込内容を審査します。
審査後、審査結果についてのお知らせがメールにて通知されます。

審査状況

審査状況	審査済 (要ファイル再提出)
審査結果	免除書類に不備があります。

以下よりファイルを再度アップロードしてください。

ファイルをアップロードする >

審査の結果、提出書類に不備があった状態です。マイページ、送付メールにて通知された審査結果を確認し、[ファイルをアップロードする]ボタンから必要書類を再度アップロードしてください。

必要書類をアップロードした後、審査状況は再び[審査待ち]に戻ります。

免除情報を入力してください。

通知番号取得状況 取得あり 取得なし

取得済み通知番号選択 一部科目合格通知番号 一部科目免除通知番号

一部科目合格通知番号

合格科目

<input type="checkbox"/> 【会計学】 簿記論	<input type="checkbox"/> 【会計学】 財務諸表論	<input type="checkbox"/> 【税法】 所得税法	<input type="checkbox"/> 【税法】 法人税法
<input type="checkbox"/> 【税法】 相続税法	<input type="checkbox"/> 【税法】 消費税法	<input checked="" type="checkbox"/> 【税法】 酒税法	<input type="checkbox"/> 【税法】 関税徴収法
<input type="checkbox"/> 【税法】 住民税	<input checked="" type="checkbox"/> 【税法】 事業税	<input type="checkbox"/> 【税法】 固定資産税	

一部科目免除通知番号

免除科目

<input checked="" type="checkbox"/> 【会計学】 簿記論	<input checked="" type="checkbox"/> 【会計学】 財務諸表論	<input type="checkbox"/> 【税法】 所得税法	<input type="checkbox"/> 【税法】 法人税法
<input type="checkbox"/> 【税法】 相続税法	<input type="checkbox"/> 【税法】 消費税法	<input type="checkbox"/> 【税法】 酒税法	<input type="checkbox"/> 【税法】 関税徴収法
<input type="checkbox"/> 【税法】 住民税	<input type="checkbox"/> 【税法】 事業税	<input type="checkbox"/> 【税法】 固定資産税	

科目合格 (免除) を証する画面

アップロードしたファイル

ファイルを要する

(ファイル形式: jpg・png・pdf)

科目合格 (免除) を証する画面 (予備 1)

(ファイル形式: jpg・png・pdf)

科目合格 (免除) を証する画面 (予備 2)

(ファイル形式: jpg・png・pdf)

2.2.3. 棄却 棄却

Step 2 申込内容の審査

国税審議会事務局において申込内容を審査します。
審査後、審査結果についてのお知らせがメールにて通知されます。

審査状況

審査状況	棄却
審査結果	免除書類に不備があります。

以下より申込内容を再度登録してください。

申込内容を登録する

※「申込内容を登録する」をクリック後、現状の申込情報非表示となります。審査結果をご確認のうえ、登録してください。

申込内容に誤りがある場合や、免除要件を満たしていない場合など、最初から申請を行う必要がある状態です。

再度申請を行う場合は、[申込内容を登録する]ボタンをクリックし、改めて申請を行ってください。

税理士試験全部免除申請

申込内容を入力してください。

全ての入力が完了しましたら、ページ下部の「登録完了」ボタンが押せるようになります。

1 申請内容を入力してください。

通知番号取得状況	
免除申請フラグ	
国税職員	

選択する ← 入力はこちらから

※[申込内容を登録する]ボタンをクリックすると、現在の申込情報は非表示となります。審査結果をご確認のうえ、ボタンをクリックしてください。

3. 税理士試験全部免除申請結果の通知について

税理士 太郎 様

マイページに審査の結果が通知されましたのでお知らせします。

■ 登録内容 (Step.1)

【申込番号】
【申請内容】 税理士試験全部免除申請

■ 本メールに心当たりがない方へ

本メールは、申込画面に入力されたメールアドレス宛に自動送信しております。
お心当たりがない場合は、お手数ですが「間違いメール」である旨をご記入の上、
本メールにご返信くださいますようお願いいたします。

問い合わせ先
国税審議会税理士分科会事務局
TEL 03-3581-4161
受付時間 9:00~17:00

免除申請審査が終了すると、登録済みのメールアドレスに「税理士試験全部免除申請審査結果のお知らせ」が届きます。
全部免除申請が承認されると税理士試験全科目免除となります。

🔍 ご注意

- ・今回、免除決定されることにより試験科目の全部が免除となる場合（全科目免除申請）に申請することができます。
- ・申請内容により必要書類が異なりますので、事前に必要書類を税理士試験受験案内もしくは国税庁HPにて確認し、データをご準備の上、ご申請ください。
- ・今回免除決定されることにより試験科目の全部が免除とならない場合は、受験申込受付期間内（1科目以上の受験申込みをした上での申請に際する）に受験申込画面よりご申請ください（当該受験期間外のご申請は受け付けられません）。

✔ 税理士試験に合格いたしました。
合格情報につきましては、メニュー「税理士試験合格状況」よりご確認ください。

また、マイページの全部免除申請画面は「税理士試験に合格済」の文言が表示され、以降は申請ができなくなります。

☰ 税理士試験メニュー

試験申込申請

試験の申込や申込内容の確認ができます。

税理士試験合格状況

税理士試験の合格状況の確認や、結果通知書のダウンロードができます。

合格情報の確認や「免除決定通知書」のダウンロードについては、別途 [税理士試験合格状況] 画面から行ってください。

📄 合格状況

あなたは、下記のとおり税理士試験を免除されています。

申請年月日	令和8年2月13日
決定年月日	令和8年2月13日
免除決定通知番号	第 3 0 0 0 0 5 号
免除決定事由	税理士法第11条第2項の規定により通知された科目 酒税法 税理士法第8条の規定により受験を免除された科目 会計学に属する科目 上記以外の税法に属する科目

📄 通知書ダウンロード

以下よりPDFのダウンロードができます。

免除決定通知書 [PDFダウンロード](#) ダウンロード期限：令和8年5月14日(木) 23時59分 まで

